

一般財団法人沖縄県剣道連盟表彰規程

第1条 この規定は、当連盟の行う表彰（「感謝」を含む。以下同じ）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当連盟は、沖縄県における剣道の普及発展に貢献し、その功績が顕著である個人、又は団体を表彰する。

第3条 表彰は、次の基準に該当するもので、会長が理事会に諮って決定する。

- (1) 役員又は評議員として、通算6年以上務めた者、加盟団体の役員として、通算10年以上務めたもの。
- (2) 連盟が派遣する大会等において入賞した選手（団体、個人）
- (3) 剣道教室等の活動を通じ地域剣道の普及発展に通算10年以上従事した個人
- (4) 全（九）剣連及び高（中）体連等が主催・共催する九州規模以上の大会で入賞した選手（団体、個人）およびその指導者
- (5) 本県代表として全国大会等に、通算5回以上派遣された選手（団体個人）
- (6) 当連盟が開催する大会において、通算5回以上優勝した選手（個人）
- (7) 当連盟の事業（委託事業を含む）に、通算6年以上積極的に協力し、表彰に値すると認められる者
- (8) その他、特に功績があつて表彰に値すると認められる者
- (9) 当連盟に対する功績が表彰に値すると認められる部外の個人または団体

第4条 加盟団体及び関連団体は、前条に定める表彰該当者があつたと認められる場合は、別紙様式により会長に表彰を推薦しなければならない。

2 受賞後に再度受賞該当年数を充たせば推薦するものとする。

第5条 表彰は、表彰状（又は感謝状）及び記念品を授与して行う。ただし、場合により記念品は授与しないことができる。

2 表彰は、年度末の表彰祝賀会の場で行う。

第6条 当連盟が行う、関連機関への表彰推薦に関しては、本規程による表彰者を優先するものとする。

第7条 会長は、表彰関係簿冊を備え、常に整備しなければならない。

附則 この規程は、平成27年6月27日から施行する。